

## 街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に関する規程

平成30年11月30日

公安委員会規程第2号

街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に関する規程を次のように定める。

### 街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、街頭防犯カメラネットワークシステムに関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を確保することを目的とする。

#### (基本原則)

第2条 街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に当たっては、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう注意しなければならない。

#### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を図ることを目的として、道路その他の公共の場所を撮影する装置であつて、千葉県警察が設置するものをいう。
- (2) 画像データ 街頭防犯カメラにより撮影された画像を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。）により記録したものをいう。
- (3) 街頭防犯カメラネットワークシステム 街頭防犯カメラ、これにより撮影された画像を表示する装置及び当該画像を電磁的方法により記録する装置並びにこれらを接続する電気通信回線により構成されたシステムであつて、千葉県警察が運用するものをいう。

#### (責任者の指定)

第4条 千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）は、街頭防犯カメラネットワークシステムの適正な運用を図るため、責任者を指定するものとする。

#### (設置の明示)

第5条 本部長は、街頭防犯カメラが設置されている場所において、当該街頭防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (画像データの活用)

第6条 本部長は、犯罪の捜査その他の警察の責務の遂行のため必要な限度において、画像データを活用することができる。

#### (報告及び公表)

第7条 本部長は、千葉県公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、この規程の施行状況を報告するとともに、公表しなければならない。

#### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。